

青少年健全育成条例の一部改正の概要

1 改正理由

青少年がだまされたり、脅されたりして、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加傾向にありますが、現行法令等では、青少年の画像提供を未然に防止することが十分にできていません。

また、青少年に深く浸透しているゲームソフトの中には、過度な描写を含むものも流通しているため青少年への悪影響が懸念される場所ですが、ゲームソフトはその性質上、内容の確認が難しく、有害図書類として適切に指定することが現行の条例では困難となっています。

こうした課題に適切に対応するため、条例の一部を改正しました。

2 改正の内容

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するための改正

青少年に対し、次の不当な手段等により、当該青少年の児童ポルノ等（児童の裸体等の写真やその電子データ等）の提供を求める行為を禁止する。

- ① 青少年に拒まれたにもかかわらず、更に求める。
- ② 青少年を威迫して求める。
- ③ 青少年を欺いて求める。
- ④ 青少年を困惑させて求める。
- ⑤ 青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をして求める。
- ⑥ 13歳未満の青少年に対して求める。

(2) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるゲームソフトを有害図書類として指定するための改正

ゲームソフトのうち、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上[※]となるもの又は知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不相当としたものを有害図書類とする。

※連続3分、合わせて5分

(3) 罰則

- ア (1)の規定に違反した場合 [30万円以下の罰金]
イ 常習として(1)の規定に違反した場合 [6月以下の懲役又は50万円以下の罰金]
ウ 有害図書類の販売等に関する罰則は現行どおり。

3 公布年月日

令和元年10月16日

4 施行年月日

令和2年1月1日